

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三原市	原谷・市西・市東地区	令和3年3月31日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	82.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	53.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の農地面積の合計	57.5 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	13.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	21.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.5 ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の農地面積の方が多く、高齢化・後継者不足が課題となっている。また、中山間地域のため平地が少なく、1筆毎の面積が狭い農地が多いため活用が難しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用については、中心経営体が担うことにより対応していく。
中心経営体へ農地の貸し付けを行う際には、中心経営体の安定した経営基盤の確保のため、農地中間管理機構を活用した利用権設定を行うこととする。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受け の意向	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
認農法	(農)よいたんぼ原	水稲	14.5 ha	水稲	17.0 ha
認農法	(農)アグリリンク 池迫	水稲・野菜	5.3 ha	水稲・野菜	5.3 ha
計	2 経営体		19.8 ha		22.3 ha

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

担い手に農地を集積・集約化するため、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

地域の話し合いの継続

中心的経営体及び現状維持で農業を継続する人達の話し合いの場を設定し、持続的な農業を実現する。